

キャリアアップ支援事業実施運営事業者  
募集要項

令和8年（2026年）4月

尼 崎 市

## 1 趣旨及び目的

急速な人口減少と少子化が進む我が国において、女性や若年者、高齢者、障害者、外国人など多様な人材の活躍を推進して労働参加率を高めることで「量」を確保するとともに、能力開発・スキルアップによって「質」を担保するなど、量と質の両面からの充足支援に取り組んでいく必要があります。また、働き手は自らの適正・能力・スキルに基づいた主体的なキャリア形成とその実現に必要なスキルアップに励み、雇用され得る能力（エンプロイアビリティ）の継続的な向上が望まれます。

本市では、ポリテクセンター兵庫と連携し実施する職業訓練体験研修を通じ、基幹産業であるものづくり分野における人材育成を促進するとともに、ハローワークと連携し、女性に対する専門的スキルの取得に繋がる職業能力開発支援に取り組むことで、女性の正規雇用比率のL字カーブの解消にも資することを目的として「キャリアアップ支援事業」を実施します。

応募される事業者は、本事業の趣旨及び実施内容等を十分に踏まえたうえで企画提案をしていただきますようお願いいたします。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

キャリアアップ支援事業業務委託

### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

### (3) 業務内容

別添「キャリアアップ支援事業業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 提案上限額

6,602,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。

提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けません。

### (5) 選定事業者

1者

## 3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有し、かつ以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 民間企業（法人に限る）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人またはその他の法人
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない団体であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている団体ではないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (8) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。

- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 公租公課を滞納していない団体であること。
- (11) これまでに本事業と同様または類似の事業（求職者支援、就労支援等）に関する受託実績を有していること。

#### 4 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項に違反する事実又は行為があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 団体活動にかかる重大な法令違反等、その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

#### 5 スケジュール

項目	日程
公募期間	令和8年4月17日（金）～5月1日（金）
応募申込書、企画提案書等の提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時まで
質疑の受付期間	令和8年4月17日（金）～4月24日（金）
質疑の回答	随時、尼崎市ホームページにて公表します。
プレゼンテーション審査 （必要に応じて）	令和8年5月11日（月）を予定
選定結果通知	書類審査（又は、プレゼンテーション審査）実施から1週間以内に書面で通知します。

#### 6 質疑の受付及び回答

本要項及び仕様書内容に関して質問がある場合は、質問票（様式6）に質問事項を記入の上、件名は「企業人権・同和教育合同研究会事務局業務委託プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話、FAX による質問は受け付けません）。また、電話にて電子メールの到着確認を行うこと。

- (1) 質問の受付期限  
令和8年（2026年）4月24日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法及び提出先  
電子メール（来庁、電話、FAX での質疑は受け付けない。）  
電子メール：[ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp)
- (3) 回答方法  
回答については、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本プロポーザルの案内と同一ページ内）にて公表します。
- (4) 注意事項

審査基準に関する質問には一切お答えできません。

## 7 応募の手続き

### (1) 提出書類

名 称	様式番号
応募申込書	様式1
企画提案書 別紙仕様書に基づき、次の事項について企画・提案内容を記載してください。各カリキュラムの内容の記載に当たっては、本市の雇用情勢を鑑みた実施手法や狙い、期待できる効果も記載してください。また、文書のみで表現し難い場合は、写真やイメージ図も可とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の概要（団体名、代表者、業務実績等）</li> <li>・本市の雇用情勢や就労支援施策の現状と課題</li> <li>・キャリアアップ支援事業の実施場所</li> <li>・キャリアアップ支援事業の業務担当者を含めた実施体制</li> <li>・キャリアアップ支援事業のカリキュラム及び実施スケジュール</li> <li>・しごと塾生の募集方法</li> <li>・求人企業説明会及び職場体験（トライアルワーク）の実施体制及び受入企業の開拓手法</li> <li>・セミナー、ポリテクセンター兵庫による職業訓練体験研修、業務内容説明会（ミニ面接会等を含む）、職場体験（トライアルワーク）から就職マッチングに至るまでのトータルコーディネートに係る具体的な実施手法</li> <li>・しごと塾生の相談体制及び従事者の確保</li> <li>・その他団体等自ら実施する提案事業など</li> </ul> ※本市の雇用情勢を鑑みた上で落とし込み	任意の様式
見積書(内訳が分かる別紙を添付すること)	様式2
事業実施体制(組織表)	自由様式
企画・提案募集に関する過去の事業実績	自由様式
応募資格誓約書	様式3
P(プライバシー)マーク、ISMS 認証等の写し ※有効期限にご注意ください。 ※上記を取得していない場合は、様式4「個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書(事前確認分)」を提出してください。	P マーク、ISMS 認証等の写し 又は様式4
暴力団排除に関する特約に係る誓約書	様式5
定款または寄付行為の写し (提出日において3ヶ月以内に原本証明したもの)	—
法人登記簿謄本 (提出日において3ヶ月以内に法務局が発行したもの)	—
納税証明書(国税) (提出日において3ヶ月以内に税務署長が発行した「法人税と消費税及び	—

地方消費税に未納の税額がないことの証明書(法人用) (納税証明書「その3」)	
納税証明書(尼崎市税) (提出日において3ヶ月以内に尼崎市長が発行した「法人市民税・事業所税及び市税に未納の税額がないことの納税証明書」) ※ただし、「尼崎市内に本社・本店を有している者(市内業者)」及び「尼崎市外に本社・本店を有している者で、尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場等を有し、現に人員を配置して事業活動を行っている者(準市内業者)」以外の者は、提出不要です。	—
会社概要	パンフレット等で 代用可能

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年(2026年)5月1日(金)の午後5時まで、必ず事前にご予約いただいた上で、経済環境局経済部しごと支援課まで、直接持参してください。(郵送、Eメール、FAXによる受付は行いません。)

(3) 提出先

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階  
尼崎市 経済環境局 経済部 しごと支援課

(4) 提出部数

6部(原本1部、副本5部)

なお、様式はA4版縦、横書き、カラー印刷、片面刷り、左とじとしてください。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募団体の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。(様式自由)

(6) その他

提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内にしごと支援課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正や追加資料の提出は認めません。

ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

8 企画提案書等の書類の取扱い等について

(1) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しません。

(2) 事業者からの企画提案書等の書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例(平成16年条例第47号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(3) 企画提案書等の作成に伴い、要した費用については、全て事業者の負担とします。

9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

(2) 審査方法等

尼崎市の職員で組織するキャリアアップ支援事業実施運営団体選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、提出書類の書類審査を行います。提出書類の不備や仕様書にもとづいた

提案内容となっているか等について審査します。書類審査後、選定委員会が必要と認めるときは、応募者全員にプレゼンテーション審査を実施し提案内容及び業務遂行能力をもとに総合的な視点で評価します。(時間、場所、出席人数等の詳細については別途連絡します。)

### (3) 選定基準

選定委員会において、仕様書に掲げる「第5しごと塾の具体的な実施内容等」の提案内容を評価し、次の審査基準により採点を行います。

#### ア 課題認識及び現状分析に関すること

(市内雇用情勢及び本市の就労支援施策の現状と課題について)

#### イ 事業内容及び実施手法に関すること

(しごと塾の円滑な実施、各種事業への参加企業及び支援対象者の確保、ハローワーク及びポリテクセンター兵庫との共催事業への参加促進、就労マッチングへの取組等)

#### ウ 業務執行体制の安定性・円滑性

#### エ コストの妥当性

#### オ 同種事業での運営実績

なお、市内経済活性化の観点から、尼崎市に本社や支店をおく事業者の提案には、評価基準において一定の加点を行います。

### (4) 契約候補者の選定

審査の結果、一定の基準(6割を目安に選定会議で決定)を上回った提案者のうち、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

応募者が1者の場合でも、選定会議を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

### (5) 審査結果

文書で全応募者に対して審査結果を通知します。

## 10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法など契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 上記契約候補者に次に掲げる事態が生じたときは、選定順位の高かった事業者(但し、基準点を満たしていない事業者を除く。)の順に協議を行い、契約候補者を決定します。

#### ア 契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで本要項3の要件を欠き、或いは本要項4に掲げる要件に該当していることが判明したとき

#### ウ 契約に向けての必要な協議が不調に終わったとき

#### エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(3) 契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこと。

(4) 契約にあたっては、契約用の仕様書に基づいて改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額以内で、再度、見積書を提出しなすこと。

## 11 支払条件

すべての業務完了後、適法な請求書を受領してから30日以内に一括支払い。

12 契約保証金

契約金額が300万円(消費税込)以上の場合は、契約保証金(契約金額の5/100以上)が必要となります。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付してください。

13 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電話:06-6430-7635

FAX:06-6430-7638

電子メール:[ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp)

担当:杉浦・大谷

以 上